

## 有害物質を含有する 家庭用品の規制に 関する法律

私たちの身の回りの製品には、その品質や性能の向上などの目的で、いろいろな化学物質が用いられています。しかし、これらの化学物質が、場合によっては健康被害の原因となってしまうことがあるため、**有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律**によって、「有害物質」を含有する「家庭用品」<sup>1)</sup> について、保健衛生上の見地から必要な規制が行われています。

ここでいう「有害物質」とは、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として国が定めているもので、具体的には、塩化水素、塩化ビニル、DTTB<sup>2)</sup>、ジベンゾ [a,h] アントラセン、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、APO<sup>3)</sup>、TDBPP<sup>4)</sup>、トリフェニル錫化合物、トリブチル錫化合物、BDBPP<sup>5)</sup>、ディルドリン<sup>6)</sup>、ベンゾ [a] アントラセン、ベンゾ [a] ピレン、ホルムアルデヒド、メタノール、有機水銀化合物、および硫酸を指します（平成26年8月末現在）。

これらの有害物質について、それぞれ対象となる家庭用品と、その有害物質の含有量、溶出量または発散量に関する基準などが定められています。例えば、ジベンゾ [a,h] アントラセン、ベンゾ [a] アントラセン、およびベンゾ [a] ピレンについては、継続的に皮膚に接触した場合に発がんの恐れがあることなどから、クレオソート油を含有する家庭用木材防腐剤および木材防虫剤、ならびにクレオソート油およびその混合物を用いて処理された家庭用の防腐木材および防虫木材への含有量（濃度）が規制されています。園芸用に用いられるまくら木、杭、柵など、家庭用であれば用途や形状にかかわらずこの対象となり、基準に適合しない場合

には販売等ができません。

このような基準がないものについても、「家庭用品」を製造・輸入する事業者は、それに含まれる化学物質によって健康被害が生じることのないようにする責務があります。また、消費者も、日頃から製品の材質や成分に関心を持つよう心がけるとともに、安全かつ効果的に使用するために製品に表示された注意事項をよく読んで、正しく取り扱うことが大切です。



### 【注】

- 1) 主として一般消費者の生活の用に供される製品をいい、食品衛生法、薬事法などに基づく安全規制の対象となっているものは除かれます。
- 2) 4,6-ジクロロ-7-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール
- 3) トリス (1-アジリジニル) ホスフィンオキシド
- 4) トリス (2,3-ジブロムプロピル) ホスフェイト
- 5) ビス (2,3-ジブロムプロピル) ホスフェイト化合物
- 6) ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノフタリン

### ★ 詳しくは…

厚生労働省「家庭用品の安全対策」  
<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kateiindex.html>  
 東京都「家庭用品の安全」  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/anzen/>